

# 青森県報

第六百八十八号

令和五年  
十一月十七日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の辞退……………(が生活習慣病・対策課) ……三
- 液化石油ガス販売事業者の認定……………(消防保安課) ……三
- 漁船保険付保義務の発生……………(下北地域) ……三
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(西北地域) ……四

## 告 示

## 示

### 青森県告示第六百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年十一月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 日
ハッピーデンタルクリニック	つがる市木造浮巢五四の一	令和 五・二〇・一
M'sいしかわ薬局	弘前市大字石川字石川一〇三の五	五・二・一
アサヒ調剤薬局	東津軽郡今別町大字浜名字中字田一の二〇	〃

### 青森県告示第六百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十一月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社上十三ヶア・サポート	十和田市大字相坂字小林六の八	上十三ヶア・サポート訪問介護事業所	十和田市大字相坂字小林六の八	令和 五・〇・三

青森県告示第六百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十一月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	名称	名称	廃止年月日
	主たる事務所の所在地	名称	
名称	名称	名称	令和五・〇・三一
名称	名称	名称	

青森県告示第六百六十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年十一月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	名称	所在地	指定年月日
名称	名称	所在地	令和五・二・一

アサヒ調剤薬局

東津軽郡今別町大字浜名字中宇田一の二〇

青森県告示第六百六十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十一月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	名称	居宅介護事業の種類	名称	所在地	廃止年月日
	主たる事務所の所在地				
名称	名称	訪問介護	名称	所在地	令和五・〇・三一

青森県告示第六百六十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十一月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

有 限 会 社 上 十 三 ヶ ア ・ サ ポ ー ト	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 所	廃 止 年 月 日
三 ヶ ア ・ サ ポ ー ト	主たる事務所の所在地	上 十 三 ヶ ア ・ サ ポ ー ト 居 宅 介 護 支 援 事 業 所	所 在 地	十 和 田 市 大 字 相 八 坂 字 小 林 六 二 の 八	令 和 五 ・ 一 〇 ・ 三 一
十 和 田 市 大 字 相 八 坂 字 小 林 六 二 の 八	所 在 地	令 和 五 ・ 一 〇 ・ 三 一	所 在 地	十 和 田 市 大 字 相 八 坂 字 小 林 六 二 の 八	

青森県告示第六百六十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第二十條第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同令第二十一條第三号の規定により公表する。

令和五年十一月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定医の区分	氏名	名称	所在地	担当診療科名	指定辞退年月日
医 難 病 指 定	葛西 幹雄	院 弘 前 市 立 病 院	弘 前 市 大 字 大 町 三 丁 目 八 の 一	小 児 科	令 和 三 ・ 三 ・ 三 一
医 難 病 指 定	東野 博	院 弘 前 市 立 病 院	弘 前 市 大 字 大 町 三 丁 目 八 の 一	内 科	四 ・ 三 ・ 三 一
医 難 病 指 定	田澤 康明	た ざ わ 生 活 習 慣 病 ク リ ニ ツ ク	青 森 市 中 佃 二 丁 目 一 八 の 二 六	内 科、 糖 尿 病、 糖 尿 病、 内 分 泌 内 科	五 ・ 九 ・ 二 六
医 難 病 指 定	中園 誠	リ ニ ツ ク 中 園 内 科 ク	八 戸 市 田 向 二 丁 目 五 の 二 八	糖 尿 病 内 分 泌 内 科	五 ・ 一 〇 ・ 一 六

医 難 病 指 定	藤原 文明	十 和 田 市 立 中 央 病 院	十 和 田 市 西 二 十 二 番 町 一 四 の 八	耳 鼻 咽 喉 科	五 ・ 一 〇 ・ 一 八
-----------------------	-------	---	--	-----------------------	---------------------------------

青森県告示第六百七十号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第三十五條の六第一項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八條第二項第一号の規定により告示する。

令和五年十一月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	認 定 年 月 日
株 式 会 社 ヒ ロ ネ ン 青 森	鎌田 忍	青 森 市 大 字 筒 井 字 八 ツ 橋 六 の 三 一	令 和 五 ・ 二 ・ 七

青森県告示第六百七十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和五年十一月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名 称
上 北 郡 六 ヶ 所 村 大 字 尾 駁 字 野 附 二 五 七	六 ヶ 所 海 水
上 北 郡 六 ヶ 所 村 大 字 尾 駁 字 野 附 一 四	
橋本 義男	
高橋 一洋	

上北郡六ヶ所村大字倉内字切揚場一三五の二  
鳥谷部 信一

### 出 先 機 関

#### 土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、小田川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年十一月十七日

西北地域県民局長 長 内 昌 彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	中西 清彦	五所川原市金木町芦野三六五の三八四	令和 五・〇・三就任
〃	成田 稔	北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水四五の一	〃
〃	藤森 勝文	五所川原市大字長富字鎧石二三五の四	〃
〃	松本 和春	大字下岩崎字尾花原五八の一	〃
〃	田中 満	北津軽郡中泊町大字豊島字豊本二の一	〃
〃	工藤 政隆	〃 〃 大字中里字龜山六四七	〃
〃	木村 清一	五所川原市大字漆川字清水流一の一	〃
〃	秋谷 諭	〃 〃 金木町喜良市千苺六七	〃
〃	成田 淳一	〃 〃 〃 二四七の一五	〃
監 事	小野 茂	〃 〃 大字長橋字広野二七六の二	〃
〃	前田 正廣	〃 〃 金木町神原桜元一九の一	〃
〃	大川 新造	北津軽郡中泊町大字大沢内字二夕見四三六の一	〃

理 事	中西 清彦	五所川原市金木町芦野三六五の三八四	五・〇・三退任
〃	成田 稔	北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水四五の一	〃
〃	藤森 勝文	五所川原市大字長富字鎧石二三五の四	〃
〃	松本 和春	〃 〃 大字下岩崎字尾花原五八の一	〃
〃	田中 満	北津軽郡中泊町大字豊島字豊本二の一	〃
〃	三濁 春樹	五所川原市金木町倉林下六八	〃
〃	工藤 政隆	北津軽郡中泊町大字中里字龜山六四七	〃
〃	木村 清一	五所川原市大字漆川字清水流一の一	〃
〃	秋谷 諭	〃 〃 金木町喜良市千苺六七	〃
〃	小野 茂	〃 〃 大字長橋字広野二七六の二	〃
〃	成田 淳一	〃 〃 〃 二四七の一五	〃
〃	大川 新造	北津軽郡中泊町大字大沢内字二夕見四三六の一	〃

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭